

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例（案）概要

1 制定理由

平成24年に成立した子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（ ）の運営に関する基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める必要がある。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

認定こども園、幼稚園及び保育所の施設や地域型保育事業に対する財政支援として「施設型給付」と「地域型保育給付」（ ）が創設されたことに伴い、当該給付の対象となることを確認するための基準について条例で定めるもので、次に掲げる独自基準を設けるほか、平成26年4月に示された内閣府令に定めるとおりとする。

なお、独自基準については、墨田区子ども・子育て会議（会長：大豆生田玉川大学教育学部教授外27名の委員で構成）での議論を踏まえたものである。

項目	国の基準	区の独自基準（案）
事業に関する評価	<p>【参酌すべき基準】</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、<u>自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育の計画及び記録を通して、自らその教育・保育実践の内容を評価し、常にその改善を図らなければならない。</u></p>
重要事項に係る文書の整備	<p>【参酌すべき基準】</p> <p>施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる<u>重要事項を掲示しなければならない。</u></p>	<p>施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる<u>重要事項を記した文書を備え置かなければならない。</u></p>

【参考】

特定教育・保育施設…施設型給付費の支給に係る施設として区長から確認を受けた認定こども園、幼稚園及び保育所  
 特定地域型保育事業…地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として区長から確認を受けた地域型保育事業者が行う地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）  
 施設型給付……………認定こども園、幼稚園及び保育所に対し、異なる財源のもと個別の給付費として施設への経費や保護者への助成金が支給されてきたが、新制度では「施設型給付費」という共通の給付に一本化される。

地域型保育給付.....小規模な保育施設に対する財政措置で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つの保育事業を「地域型保育事業」として区が認可し、地域型保育給付の対象とする。

### 3 条例案に対するパブリックコメントの実施

平成26年7月17日(木)から8月11日(月)にかけて、区のホームページ等を使い広く意見募集を行ったところ、本条例案に対して9件のご意見があった。

主なご意見として、「認可保育所を増やして欲しい」「現在の墨田区の保育水準を維持して欲しい」「保育の質を下げないで欲しい」といった内容となっている。

お寄せいただいた内容に関しては、区の考え方を整理し、公表予定としている。

### 4 施行期日

墨田区規則で定める日